

## 大津郡捕鯨紛議 (一)

—明治五・六年、津黃浦の捕鯨出願を巡つて—

戸 島 昭

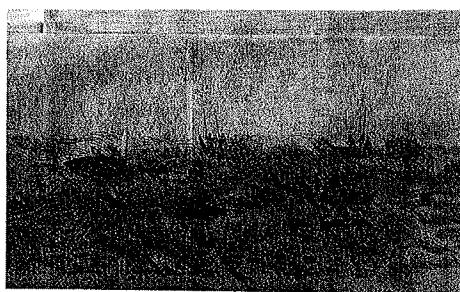
### 一、はじめに

北浦と呼ばれる山口県大津郡の漁村は、冬期の数カ月間、厳しい北西の季節風で日本海が時化るため、魚獲量の減るのが常であった。

そのために、冬から春さきにかけて、日本海を南下する巨大な鯨を沿岸の網代に待ち受け、勇壮に捕獲することが、江戸時代以来、浦々に繁栄をもたらす重要な産業になつていたのである。

特に、「版籍奉還」に続く廢藩置縣で、旧藩庁の鯨組に対する統制が解けた明治初期にあつては、鯨組創立への北浦漁民の期待が高まつており、従来独自の鯨組を持てなかつた零細な漁村ほど、その熱意は強かつた。

しかし、この網代捕鯨には、特殊な技術と大量の労働力、さらには巨額な資



北浦捕鯨絵巻（赤沢家所蔵）

本を必要としたことから、通常の漁業活動とは全く別個に、企業的な鯨組を組織しなければならず、安易に手掛けることの許されない難事業であり、危険と繁栄の半ばした、まさに、浦全体の浮沈をかける生業であった。

しかも、鯨の回游は、東から西へ、一方的であるため、上手の捕鯨活動は下手の操業を阻害することになり、絶好な漁場に面して隣接する大津郡の浦々は、その利害を巡って対立し、しばしば深刻な紛争を引き起したのである。

早くは、明治五年（一九八二）、先大津部に属した津黄浦が、立石浦と続けていた共同捕鯨を嫌い、前大津部の通浦からの出資を受けて、独立捕鯨を願い出たことから発生した津黄・立石間の紛争があり、その後は、同十四年から十七年までの四年間、通浦の中を一分して、網主と一般漁民が鯨組の所有権を裁判で争った事件などに至るまで、毎年のように紛争が続発した。

これら大津郡の一連の捕鯨紛議は、いずれも深刻で、当然鯨組の許認可を行なう県庁の吏員を巻き込んで展開したことから、その一件記録が、戦前の県庁文書の中に多く残されて、現在に伝えられているものの、未だ十分に分析されていない。

本稿では、この中から最初の津黄・立石間の紛議にかかる一冊の文書綴りを探り上げて、それを深く掘り下げることで両浦の対立点を浮き彫りにし、あわせて、旧藩制下で培われた特權的な捕鯨慣行の動搖と、新たな捕鯨規則の成立事情を明らかにすることで、その後の大津郡捕鯨の行方を探ることを目的とする。

## 二、「采地返上」と津黄・立石浦鯨組の継続願

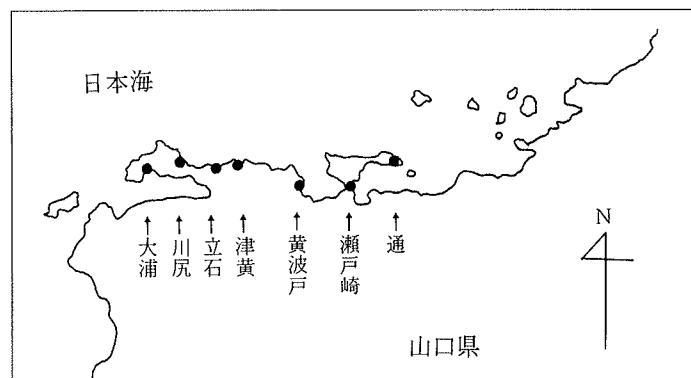
明治二年（一八六九）六月、山口藩主から朝廷に対し「版籍奉還」が行なわれ、翌三年、これに準じて、旧藩士から山口藩知事へ采地（領地）の「返上」が進められた。

その当時、大津郡下で鯨組を許可されていた漁村は、東から西の順に、通浦、瀬戸崎（仙崎）浦、津黄・立石浦、川尻浦の四カ浦であった。

このうち、瀬戸崎浦の鯨組については、大日比浦と白潟浦の漁民を包含して、仙崎湾における内海網代を所有すると共に、青海島の西端における外海網代をも保持していた。

また、津黄・立石浦の鯨組については、旧藩時代において両浦が同一の給領主に支配されていた関係から、「一浦一網代」の捕鯨慣行を続けており、催合（共同）組であった。

特に、津黄・立石浦は、文久二年（一八六二）における鯨組再興にあたっても、両浦の催合組として「株」（特權）を受け、以後、その形態で捕鯨を続けており、明治三年八月には、「采地返上」に伴う鯨組の免許喪失をおそれて、やはり両浦の惣代（代表）が連名で、行形（慣行）どおりの存続を願い出て、同



捕鯨にかかわった大津郡の浦々—明治初期—



「漁業紛議一捕鯨之部一」(卷1～7)右下が津黄・立石の捕鯨紛議書綴。県庁戦前A文書。

年一〇月に許可されるという経緯が存在していた。

その書面には、両浦の一三〇軒余の「御百姓」が、乏しい田畠と厳しい自然条件の中で、ひたすら漁業にすがつて生計を維持してきた状況と、特に、冬の農閑期における鯨漁で難波を凌いでいる様子を強調しており、「偏ニ奉願上」というような、旧来どおりの歎願姿勢が目立っている。

また、この願書は、両浦の「百姓惣代」から「浦年寄」「庄屋」「大庄屋」の手を経て先大津部署に上申され、さらに山口藩庁に進達されており、旧態依然とした行政機構の仕組の中で、未だ漁民の意識上に新時代の反映を読み取ることは不可能である。

### 三、明治五年（一八七二）の紛議

#### (一) 津黄浦の鯨組届出と立石浦の抵抗

明治四年（一八七一）七月、廃藩置県が断行され、新たな支配体制の下で県政が緒につき始めると、翌五年七月、津黄浦は立石浦との催合鯨組を嫌い、単独の鯨組を計画して、「御届申上候事」と、届け出を行なったことから、その免許を阻止しようとする立石浦との間に、紛議を引き起こした。

すなわち、津黄浦年寄の平川兵吉は、「二浦催合組にてハ取得無覚束」として、「津黄一浦ニ而組立仕、漁業仕度奉存候」ことを、「被聞召置被遣候」と願つているのである。

そこには、津黄浦が、鯨組の組み立てを、ただ単に「御届」して、「被聞召置」することを期待し、その承認を得ようとしていた様子がうかがえる。

特に、翌々九月になつて、立石浦の強い抵抗に反論するために、津黄浦惣代の田村太郎右衛門ほか二人が、初めて「御願申上候事」と「願出」で、具体的に鯨のそれなかつた六年前の例や、一頭しかそれなかつた一年前の例をあげながら、立石浦から網代への出漁が遅れて、度々とり逃がしてしまつ不満を具体的に主張し、単独捕鯨を歎願し始めている。

つまり、津黄浦は、当初、鯨組の計画を先行させ、主体的な判断で借銀をして鯨網を新造しており、また、立石浦への申し入れをしなかつたことは言うまでもなく、先大津部署への手続きも事後承諾を求めるような届け出の形であり、そこに強い自主性を読み取ることが可能である。

これに対しても、立石浦は、さつそく津黄浦へ代表者を送り、従来どおりの催合鯨組を継続するように申し入れながら、同年八月には、池田与左衛門ほか一人が、「百姓惣代」の名目で、浦年寄の重村龜左衛門と鯨組惣年寄の手を経て、先大津部の会議所へ、二年前に許可された「古様」のとおりに鯨組の組み立てができるよう、強固に歎願し始めている。すなわち、津黄浦が「勝手」に鯨組を組み立てるが、立石浦は「取続之手段」がなくなつて、「亡所（滅亡浦）」になると訴え、津黄浦への不許可処分を願い出しているのである。

特に、「津黄立石鯨組惣年寄」の地位にある斎藤清之丞は、その「銀主（出資者）」として、強硬な態度を示し、独自の歎願書で、津黄浦の出願を可能にさせた前大津部の通浦の融資を、「以之外之儀」と、激しく非難しており、不漁年の連続による困難で、一昨年から通浦に組株の半分を「加調付（貸与）」し、昨年はその全てを貸し与えたものの、その「加調人」の通浦と津黄浦が結託して、鯨組を「脇方より押取（横領）」するのは「不謂儀（理不尽）」と主張し、以後は、通浦へ貸し渡している組株を取り戻して、かつてのように鯨組の諸世話を引き受けることを断言していた。

結局、立石浦の強い反対が効果をあげることになり、先大津部の會議所は、漁期の近付いた十月二十二日に、津黃浦から出されていた願書に付箋をつけて、

前書難及沙汰、先当年之儀者為試立石一建を以可相當候様申付候条、於上手ニ差支り之儀有之間敷候、尤從前之通り併合之儀願出候ハ、可令詮儀候也

但、仕役望候者彼浦罷越、疎意なく出精可致候

明治五壬申

十月

會議所

と、不許可の処分を通知し、立石浦に対しても、同様に、

前書差向儀ニ付、先当年者立石一建を以可相當候、尤津黃之者共悔膳せしめ候節者從前之通、併合之沙汰ニ可及候也

但、彼浦漁人共仕役望之者賃銀飯米其外地下人同様差立、無疎意雇入可申候

明治五壬申

十月

會議所

と、試しに立石浦の単独での組立を指図した。

(二) 津黃浦の巻き返しと紛議の拡大

ところが、津黃浦は既に「銀主」から「大金」を借り入れ、鯨網や漁船を新調して出漁の準備をしており、「今更漁業不相成候而ハ銀主江対し不相済、其上渴命ニも立至り候」と「当惑」し、翌十一月には、改めて浦惣代四人の連

名でもつて、會議所の再考を願い出ている。

しかも、その末尾には、「浦中一同罷出」て歎願することに「一決」したけれども、「當今御開化之時節柄」であるから、多人数で「御妨申上候而ハ恐多儀」と付け加えており、激しい憤りの態度を散らつかせながら、開化の処置を強く促していた。

そのため、最も下手にあたる川尻浦はさつそく津黃・立石両浦で一組の組み立てを再歎願するところとなり、先大津部署も、十二月にはとりあえず副戸長を通じて、「追而何分之御沙汰も可有之」と伝えさせるとともに、立石浦に對しては、それまでの間、「立石引受之所ニ而漁業可致」と指示して津黃浦の海境への乗り込みを禁じながら、県庁へは、「当部内津黃立石鯨組ニ付、差縛出來仕候」と事件の発生を報告し、従来の経緯と両浦の主張を説明しながら、「此余示諭之手段も無之」と、その判断を仰いでいる。

すなわち、先大津部署は、従来からの催合鯨組に対する両浦の評価が相反するため、まず当年は試行として、立石浦単独での組み立てを指図し、その後、両浦併合の願い出があれば、その許可を出すことを指示しておけば、自然と効果が現われて、漁期になれば落着するであろうと予測していたのであつたが、實際には、その樂観的な見込みが外れて、津黃浦への説得の手段が無くなってしまったというのである。

その後、県庁と先大津部署の間で、どのような検討が行なわれたかは不明であるが、「津黃浦再歎願御付紙写」が残されており、津黃浦への指示は、次のような内容であつたことが判明する。

本書再願之趣、立石浦江新組差許候証ニ無之、尚又銀主々大金借入云々苦情申立候得共、最前不得許可、於其浦申談、卒爾之取組ニ及候儀、且立石・川尻ヲ歎願之次第も有之候間、採用相成候条、当年之儀ハ先從前之通、立

石浦申合可致營業、後年之儀者改而願出候ハ、吟味之上、何分之沙汰可有之候事

つまり、先の會議所の決定は、立石浦に新組を許可した訳ではないのであり、津黄浦が大金を借り入れてしまつたことも、事前の許可なしに行なつた軽卒な取り組みと断定し、再び、当年は立石浦と相談して營業するよう指示し、後年については、改めて願い出れば検討するというもので、津黄浦にとつては、厳しい回答であった。

### (三) 紛争の発生と県庁聽訟課の対処

十一月十二日、先大津部の會議所は、立石浦に対して、自海域内での操業を指示し、県庁からの指令を待つたが、その間に、いよいよ本格的な捕鯨漁期が追つてきたため、津黄と立石の両浦の漁民は緊張した。

すなわち、立石浦の漁民は、津黄浦の海域へ乗り込むことを禁じられたことに對し、両浦間の海境は往古から存在しないとして、副戸長の太田市郎治に「詮議（検討）」を追つており、津黄浦の漁民は、立石浦だけが捕鯨を許されたことに不満を示し、二十三日から同村の上ヶ村にある魚見山に上つて、やはり立石浦から登つて来ていた魚見の者と紛争を生じている。

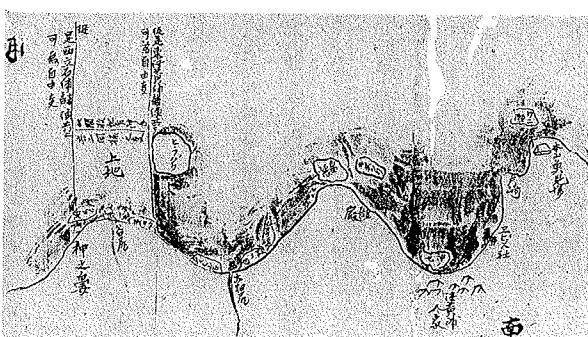
また、実際に鯨が游泳して來た二十七日と二十八日には、津黄浦も漁船を出して鯨を追つており、立石浦の漁船との間で、紛争を繰り返した。そのため、立石浦は津黄浦の行動を「言語同断」の妨害行為として、その都度、副戸長に訴え出て、會議所へも上申させていたが、一向にその実効

が上らないため、副戸長や會議所の处置に不信感を募らせ始めていたのである。

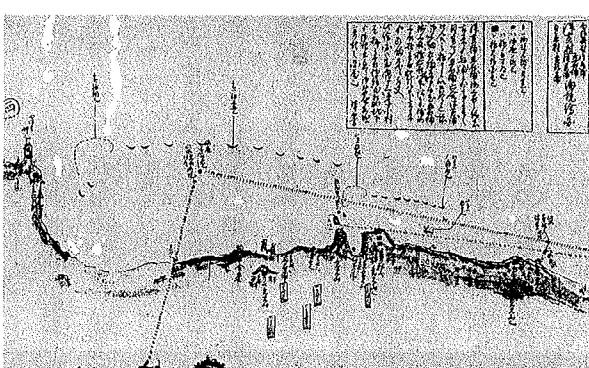
特に、十二月一日、両浦に申し渡された「御沙汰（指令）」が、前述したように、従来どおりの催合組による營業を指示するものであつたため、津黄浦の漁民は納得せず、その日のうちに立石浦の山見を妨げたり、翌二日にも再々度の船出しをしたりする状況になり、また、立石浦の漁民にあつても、それが当年だけの措置であることに不満を示し、津黄浦が「年明次第」の再出願を考えているという話に接したりして、不穏な様子が高まつた。

さらに、立石浦の山見の者が、津黄浦の山見の者から、津黄浦にも県庁から鯨組の許可が下りた、と聞いたり、津黄浦の「采切組下シ之酒肴」を見たということから、立石浦の鯨組惣年寄の斎藤清之丞や地下役人の者が、「夜通シ」で山口の県庁まで急行し、真相をただすという事態にまで發展した。とりわけ、「立石浦鯨組年寄銀主株主」を名乗る斎藤清之丞の憤りは激しく、文久二年（一八六二）の鯨組再興以来の経緯を述べると共に、七月以降に發生した納得のいかない事件の数々を箇条書にして、窮状の打開を訴え出ているのである。

すなわち、その最大の主張は、「加調人」であつた通浦の者が、津黄浦の者と結びつき、立石浦を差し除いて、津黄一浦による鯨組を出願し、「脇方」から鯨組を奪い取ろうとしているということにあり、しかも、津黄浦からの再



津黄浦が出した海上図。津黄・立石の間に一定の境界があることを主張する。



立石浦が出した海境図。津黄・立石の間には海境がないことを主張する。

歎願で再考を迫られた会議所が、「私義（斎藤清之丞）」を鯨組総年寄役から廃除しようとしたことは、余りにも「荒々敷御沙汰」であり、この「論談陰謀」の「理非御糺明」が処置されない場合には、「銀主」を断つて、これまでの出資銀の返却を求める、ということにあつた。

しかも、これらの地下役人が、県庁から立石浦に帰り着いた四日には、また、津黄浦が鯨船と網船の一隻を沖に押し出して、実際に鯨網を張り、長曾鯨を追つたが、捕り逃がすという事件が発生しており、いよいよ事態は緊迫していたのである。

そのために、立石浦は翌五日に、津黄浦の行動は、両浦間の紛争解決に当るべき副戸長の態度のあいまいさから発生したことなのか、それとも津黄浦の者共が「御沙汰」を受け入れないことから起こしたことなのか、その原因を明確にすることを求めて、再度、七月の紛議発生以来の経過を詳細に書き綴つて、県庁からの裁断を督促している。

つまり、立石浦の漁民の訴えによれば、これら津黄浦の数度の「乱妨」は、「御上」の「御沙汰」を聞き入れない「悪調儀（策略）」と呼ぶべきものであり、立石浦を「亡」所（滅<sup>レ</sup>浦）に追い込む行為として、「落着」の付かないことであった。

一方、先大津部署からの上申や、立石浦からの直訴で、ようやく容易ならぬ紛争を察知した県庁の聽訟課は、急撃、先大津部へ官員を出張させ、五日から混乱した事態の鎮静化に当たらせており、とりあえず、紛糾した両浦間の「論議」が治るまで、双方ともに捕鯨を差し止めた模様である。

この措置に対して、立石浦は、早速七日に請書を提出し、急速の「御詮議（検討）」で捕鯨許可が下りるよう歎願しているが、津黄浦は、ようやく翌年一月五日になって、その請書を提出しており、この一ヶ月の差の中に、津黄浦

の種々の難渋と抵抗が行なわれたであろうことが読みとれるのである。

また、この両浦間の捕鯨紛議の結着に、たえず重大な関心を寄せていた川尻浦にあつては、両浦がそれぞれの鯨組をもつことを恐れて、新年早々の一月二日に、県令に宛てて、一組の許可にとどめるよう、歎願書を差し出している。結局、一ヶ月を費した津黄・立石浦間の調停は、両浦の妥協点を探り出しての決着であったようで、従前どおりに両浦が申し合わせて鯨組を営業するようにとの「御授ヶ」は、立石浦にとつては「難有」ことであつたが、同時に、鯨組惣年寄の斎藤清之丞が、その役目を差し除かれる指示でもあり、これは「迷惑」する処置として、一月八日に、立石浦の惣代が、斎藤清之丞を惣年寄役に存置することを歎願しなければならないほどのものであつた。

こうして一冬、ともかく両浦合同の形で、立石浦が捕鯨を開始することは、それ以後の歎願書が途絶えていることなどから読み取れるが、津黄浦漁民の積極的な参加は行なわれなかつたであろう様子も、同年八月に再発した捕鯨紛議の中で、津黄浦が「立石浦ニハ昨年一建鯨組被差免候事ニ付、当年ハ津黄浦江新規鯨組御願仕候」と主張していることなどから、容易に推測できることである。

#### 四、明治六年（一八七三）の紛議

##### (一) 津黄浦の再出願と捕鯨規則の制定

明治六年八月、津黄浦の漁民は、再び鯨組の設立を願い出た。二年目の出願は、その根拠として、前年の調停で、「当年之儀ハ先從前之通、立石浦申合可致営業、後年之儀者改而願出候ハ、吟味之上、何分之沙汰可有之候事」と指

令されたことを取り上げ、「猶昨年被仰聞候旨」のあつたことを主張しての願い出であつただけに、より一層の重みをもつものであった。

しかも、その願書の末尾には、「御開化之御時節」であると記して、明らかに旧来の慣行に変更を迫るものであり、津黄浦の独立捕鯨にかける強い願望を示す文面であつた。

従つて、その願い出を受けた区長藤井静馬は、前年の「差縛（混亂）」が、結局、県庁聴証課の力に頼らなければ治まらなかつた苦い経緯を踏まえて、立石浦の惣代を会議所に呼び出して「教諭」すると共に、八月当初から、県庁に「御詮議」を一任している。

立石浦にあつては、早速「行形（慣行）」どおりの鯨組の継続を願い出ると共に、翌九月になると、鯨組惣年寄役を外された斎藤清之丞が、「銀主」の名目で、「鯨組株」の取得以後の経緯を連綿と書き綴つた「演説書」を作成して、県庁に提出していた。

そこには、文久二年に萩の產物方で、収益の八%の上納の取り決めでもつて、須佐浦（阿武郡）の「株」を買い取つたきさつや、前年の紛議で、通浦の者から「網代場」を押し取られた償りなどが書き付けられており、斎藤清之丞は、「鯨組株」を私的な所有権として認識していくことが読みとれる。

しかし、県庁では、その写し書きに、朱筆の付箋でもつて、「他組も押取ニ無之」と、いちいち疑問点を注記しており、この時点で、捕鯨紛争の防止対策に本格的に乗り出していたことが判明する。

すなわち、県庁租税課は、初めて「鯨漁規則」を定め、同月十七日付でもつて先大津部会議所に、次のように通達し、副戸長役所を経て、各浦方へ伝えさせると共に、早速、浦惣代の者を取り決めて届け出るように指示しているのである。

る。

鯨漁規則、今般別紙之通り被御定候条、其部内漁場々々江早急可有御沙汰候、且浦物代之者取極、早速可届出候也

（明治六年）

九月十七日

先大津會議所

租税課雜稅掛

鯨漁規則

一、鯨漁者其浦々中々願出江対シ差許候、就而ハ仮令漁人共資本金調達不得致、銀主相雇漁業致シ候とともに、諸器械組元ハ其浦中之受たるへき事

一、銀主相雇候ハ、漁人銀主諸配當其外利分等関係之廉々、後日聊無故障様申合之上、双方約定書取交シ置可申候事

一、鯨漁事ニ付、諸願届等ハ其浦惣代ヨリ所属之副戸長奥書取付、会議所を経、可申出候事  
一、惣代取極、名前早々可届出、已後入替之度も同断

一、銀主ハ只管仕入米銀繰出之為相雇候儀ニ付、漁業一途之公事訴訟ニハ關係無之候事

一、銀主幾人有之候共、諸帳面ハ一通りたるへき事

一、右之帳面江其浦之惣代之者見届、印形縮り可致候事

一、銀主之者為操卷他人ヨリ米銀借入候節ハ、自分借ハ勿論之事ニ付、鯨組江借入杯相唱候儀ハ決而不相成候事

大津郡捕鯨紛議(一)（戸島）

一、一旦銀主雇立候共、其浦中之都合ニ寄り更ニ別人銀主取極候等之儀、自然有之候ても、其節ハ仕入米銀其浦方ヨリ致皆済候得ハ、旧銀主ヨリ聊申分無之者勿論候事

一、其浦々々便利ニ寄、或ハ二組を一組ニ合併、又ハ一組を二組ニ致分組候等之儀ハ、実地之適宜ニ隨ひ双方協議之上願出候ハ、可差許候ニ付、双方浦中惣代も所属之副戸長奥印取付、會議所を経、可願出候事

一、浦々海境之儀ハ從来之通りニ付、甲浦之漁業を乙浦ヨリ故障申立候儀ハ不相成候事

一、税金上納之義ハ別段可及沙汰候事

右之通り改正候条、堅可相守候、若此規則ニ犯背せしめ候條々申出候共、不能裁判候事

明治六年九月十七日

県  
庁

この一カ条のうち、特に注目される点は、まず第一条でもつて、鯨漁の主体者を浦中の「漁民共」と規定し、第四条でもつて「銀主」を、単に仕入米銀などの繰出しのために雇う存在とし、「漁業一途之公事訴訟」への介入を否定していることである。次に第三条でもつて、鯨漁の諸願いは、それぞれの浦惣代から願い出ることとし、第九条でもつて、鯨組の合併あるいは分割については、実地の適宜に隨い、双方の協議後に浦惣代から願い出れば許可することを明記していることも重大で、さらにまた、第一〇条でもつて、浦々の海境は從来の通りとし、他浦の漁業への干渉を禁止していることも注目される。

つまり、「銀主」が保有していた特權的な「鯨組株」が否定され、捕鯨業は浦々の漁民が主体的に行なうものであることを明確にすると共に、旧来の鯨組と海境については、それらをそのまま踏襲するもので、以後、この基本方針

のもとで、繰り返し発生する大津郡各浦の捕鯨紛争に対処していくことになるのである。

## (二) 紛議の再燃と県庁聽訟課の裁定

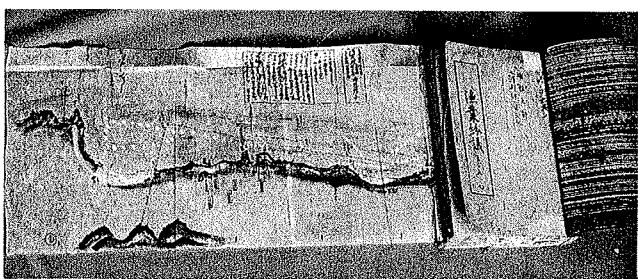
捕鯨業を地方税制上の雑税の対象として掌握する県庁租税課が、その許認可の方針を「鯨漁規則」として示したことにより、津黄・立石浦間の海境の有無が最大の問題になった。

特に立石浦は、旧藩政下での海上石の決定にあたって、両浦間には海境が設定されていない歴史的経緯を示して、あくまで一浦一海域として催合捕鯨慣行を続けることを主張し続け、有利な立場に立った。

そのため、県庁租税課は、立石浦の承諾が得られない以上、津黄浦への捕鯨許可是不可能と判断し、吏員二人を先大津部に出張させ、會議所において両浦の「熟談」を試み、一時は、「当分日替りニシテ漁業被申付候ハ、其憂も有之間敷哉」と、両浦を交互に操業させる方針を起案して「長官（県令）」に伺い出たが、その許可が得られなかつたため、十一月になつて、從来どおりに、両浦合同の操業を命じた。

しかし、両浦間の協議は前年同様に紛糾し、十二月になつても「懇親」が成立せず、ついには前年同様に、山見の固屋懸けをめぐる紛争も再燃してしまい、立石浦の捕鯨物代と津黄上ヶ村の惣代が、それぞれの窮状を訴え出たことにより、県庁聽訟課は、これを両浦間の「鯨漁出入」事件として取り裁くことになった。

すなわち、明治七年四月二日、県庁聽訟課は、原告立石浦の訴えを、津黄浦に「銀



立石浦が提出した海境絵図。宝曆検地の海上石は、津黄・立石の両浦を一海域としていることを主張する。

主」を明確にせず、その委任状のない者が「手代ノ姿」で応答し、津黄浦に猜疑心を醸させたことの不都合を理由にして、その申し立てを却下し、津黄浦に対しても、天保年間に行なつた両浦間の海境の取り決めは、文久年間の鯨組再興以前のことであり、鯨組に関する海境の明文を欠いたまま、単独捕鯨を願い出ても採用されないとし、「銀主」に相談なく新調した鯨網の使用を強要する権利もないことなどを裁定して、あくまで「先規」のとおりに捕鯨するよう言い渡し、決着を付けている。

## 五、おわりに

その後も、差し纏れた両浦間の対立感情は、一向に解消することなく、同年秋の鯨組組立になると、両浦間に出资比率の変更をめぐつて紛議が発生し、またしても県庁の裁定を受けることになつたが、租税課は、「今更何分不及沙汰」とし、津黄浦の捕鯨出願を退けている。

さらにまた、翌八年、九年、十年と、毎年くり返される両浦間の捕鯨紛議は、ついには裁判に持ち込まれて、明治十三年の大審院判決をみなければ治まらなかつたが、結局のところ、その紛争原因は、第一に、廢藩置県による政策の転換に期待して独自の捕鯨権を取得しようとした津黄浦の強い要求が存在したことであり、第二には、農地に乏しい零細な両浦の漁民が、冬期の捕鯨業に生活の浮沈をかけていた現実であり、第三には、旧藩時代に定められた網代慣行が一向に変更されなかつたことであろう。

そして、この津黄浦と立石浦の紛議をきっかけにして制定された「鯨漁規則」は、立石浦に有利に作用して、どこまでも津黄浦の願いを阻んだが、結果的には、翌明治八年の黄波戸浦の新規出願を可能にし、さらには翌々九年の川尻浦にお

おける紛議や、同十三年の瀬戸崎浦における特権網主と一般漁民との間の鯨組紛争に、重大な影響を及ぼすことになるのである。

最後に一つ付言したいことは、津黄浦と立石浦が、明治五年以降、毎年のように激しい捕鯨紛争を繰り返し、緊迫した場面に立ち至ることがあつたにもかかわらず、その都度流血沙汰を回避して、あくまで会議所と県庁を舞台にして、論争を続けた冷静さに就いてである。

少くとも、県庁の一件記録に残された五十通を超える両浦の歎願書などに、流血の惨事を読み取ることはできない。両浦間の紛争の背後には、決定的な悲劇の発生を抑制していた、何か理性的なものが存在していたのではないかと考ええてくるほどである。

〔注〕本稿を取りまとめるにあたつて、「明治期山口県捕鯨史の研究」（多田穂波著・昭和53年・マツノ書店）と、「北浦捕鯨」（河野良輔筆・昭和46年10月28日～同47年2月24日・西日本新聞）を参考にした。ここに記して感謝する次第である。また、使用した文書史料は、全て山口県文書館が収蔵する「漁業紛議—捕鯨之部五—大津郡津戸・立石一」（県庁戦前A農業650）と「漁業紛議—捕鯨之部卷ノ六—大津郡黄波戸浦一」（同・561）の一冊の中に綴り込まれている諸記録である。その出典の一部を省略した。